

環 保 第 372 号
令和 8 年 3 月 13 日

富山県環境審議会
会長 齋藤 滋 様

富山県知事 新田 八朗

富山県水質環境計画の改定について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

富山県水質環境計画の改定について

1. 計画の位置付け

富山県水質環境計画（クリーンウォーター計画）は、富山県環境基本条例第12条に定める富山県環境基本計画に基づく水質の汚濁の防止に関する個別計画であり、河川、湖沼、海域及び地下水の水環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための基本となる方向を示すものである。また、水循環基本法に定める水循環基本計画に基づく流域水循環計画である「とやま 21 世紀水ビジョン」の水環境対策に関連する個別計画としても位置づけられている。

本計画は昭和 62 年 2 月に策定され、これまで 6 回改定されている。

2. 諮問の経緯

令和 4 年 3 月に改定を行った現行計画の期間が令和 4 年度から概ね 5 年間とされており、令和 8 年度末に終期を迎えることから、改定を諮問するものである。

3. 水環境に関する課題等

別添参照

4. スケジュール

令和 8 年 3 月	環境審議会への諮問
令和 8 年 4 月～	水環境専門部会での検討（3 回程度開催）、パブリックコメントの実施
令和 9 年 3 月	環境審議会からの答申、計画の改訂

水環境に関する課題等

1 現行計画の指標と達成状況

指標名	策定時 (R3)	最新 (R6)	目標 (R8)
水質環境基準達成率			
河川	100%	100%	100%
湖沼	100%	100%	100%
海域	100%	88%	100%
保全活動参加人数	1,215人	6,960人 (R4～6累計)	9,000人 (R4～8累計)
水質汚濁事故件数	35件	30件	25件以下

2 公共用水域の水質

- これまで海域のCODが夏季を中心に基準値を超過する地点があったが、近年は秋季にも基準値を超過し、年間評価において環境基準未達成となる地点が発生している。
- 海水温の上昇により夏季以外でも海域での植物プランクトンの増殖が活発化していること等が考えられるが、原因は不明。

環境基準未達成地点におけるCOD測定値 (令和6年度)

地点	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小矢部川河口沖		1.8	1.6	3.1	2.4	2.1	2.2	1.6	1.8	1.0	1.2	0.9	1.4
神通川河口沖		1.8	2.0	3.4	2.1	2.1	1.8	1.9	2.4	1.2	1.2	1.0	1.6
雨晴海岸沖		1.8	1.5	2.3	2.7	2.0	2.2	1.7	2.1	1.3	1.2	0.6	1.6

- 河川や一部海域において、大腸菌数が環境基準未達成となっている。
 - 一般家庭や畜産業からの排出に加え、野生動物の影響等が考えられるが、原因は不明。
- ⇒原因が自然由来の場合、今後も環境基準未達成が続く可能性がある。

【その他】新たな規制への対応

- PFAS(有機フッ素化合物)のうち、幅広い用途で使用され、要監視項目※として指針値が設定されているPFOS、PFOAについては、県内の河川、地下水で超過が見られなかったが、PFHxSについても化審法の第一種特定化学物質に指定されたことから、今後、国の検討状況を注視する必要がある。

- 今後、新たな規制物質等が追加された場合には適切に対応していく必要がある。

※人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるもの

3 水環境保全活動

- 水環境保全活動への参加者は増加しているものの、高齢化や後継者不足等により活動が衰退している団体があるため、各活動団体のニーズを把握し、必要な支援を行っていく必要がある。
- 県民が豊かな水環境に愛着を持ち、身近な生活環境を保全するとともに、環境資源として活用していく必要がある。

〔富山県総合計画-幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～を目指して(令和7年12月策定)〕

⑫環境 主要施策
良好な生活環境の保全と環境資源としての活用

4 水質汚濁事故の現況

- 毎年30件程度の水質事故が発生している。
- 工場・事業場については、事故防止の啓発活動の効果もあり、近年大規模な事故の発生はなく、件数も横ばいとなっている。
- 一方で啓発が難しい交通事故のほか、船舶事故に由来する油流出事故や、規模が小さく原因が確認できない事故の割合が増えてきている。

水質汚濁事故発生件数の推移

原因	年度	R3	R4	R5	R6	R7※1
工場・事業場		12 (34%)	9 (24%)	16※2 (53%)	9 (30%)	3 (16%)
一般家庭		7 (20%)	5 (14%)	4 (13%)	5 (17%)	2 (11%)
交通事故		5 (14%)	9 (24%)	6 (20%)	6 (20%)	11 (58%)
不明		11 (31%)	14 (38%)	4 (13%)	10 (33%)	3 (16%)
総数(件)		35	37	30	30	19

※1 R7は12月末時点の状況

※2 能登半島地震に起因する事故を含む

富山県水質環境計画（令和4年3月改定）の概要

計画の位置づけ 〇富山県環境基本条例第12条の規定により定める、富山県環境基本計画に基づく水質汚濁の防止に関する個別計画（昭和62年2月策定（これまで平成3・9・13・19・26年度に改定））
 改定理由 〇令和3年度に平成26年度改定計画の終期を迎えたことから、富山県の水質環境に係る諸課題に対応するため計画を改定

第1章 総論

1 計画の趣旨

① 本県の豊かで清らかな水環境を将来に渡って引き継いでいくための施策を明らかにするための計画
 ② SDGs達成の観点を取り入れつつ、県民、事業者、行政等が一体となって水環境保全施策を推進するための計画
 → ウェルビーイング（真の幸せ）※を実感できる水環境づくり
 ※経済的な豊かさに加え、身体的・精神的・社会的にも満たされた状態

2 計画の期間

令和4年度から概ね5年間（状況によって期間内でも適宜見直し）

第2章 水環境の現状と課題

1 水環境の現状

- 〇河川、湖沼、海域の水質は良好（環境基準達成率100%を維持）
- 〇地下水質は、県内平野部における概況調査の全地点で環境基準を達成維持
- 〇水質汚濁防止法に基づく施設設置届出審査、立入検査等による排水規制
- 〇公共用水域への油流出など水質汚濁事故の発生件数は年間40件程度で推移
- 〇水環境保全活動に毎年1,800人程度が参加

2 水環境の主な課題

- 〇水質の常時監視に必要な予算や人員に限りがあるところ、新規調査項目への対応や、調査の質的な水準確保のための常時監視の重点化・効率化の検討が必要
- 〇富山湾のCODは夏季を中心に環境基準値を超過することから、その水質維持に向けた中長期的な水質の監視・評価が必要
- 〇気候変動による水質環境への影響把握のための調査研究が必要
- 〇作業ミス・施設の破損といった水質汚濁事故の主な原因を踏まえ、その未然防止対策等を強化することが必要
- 〇水環境保全活動団体の高齢化・後継者不足等による解散・活動休止がみられるため、若い世代の水環境保全活動への理解・参加や、事業者による水環境保全活動の促進が必要
- 〇本県の豊かで清らかな水環境のシンボルである「とやまの名水」など、本県の水環境の魅力向上・情報発信の強化

第3章 計画の目指す姿と水環境保全施策

1 計画の目指す姿

SDGsの達成や「魚（うお）がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」の実現を目指す

2 水環境保全施策

● 計画の指標

- ① 水質環境基準達成率 河川・湖沼・海域：100%
- ② 水環境保全活動への参加人数 累計9,000人（R4～8年度）
- ③ 水質汚濁事故件数【新規】 25件以下

(1) 水質環境の調査及び評価

- ア 常時監視の適切な実施
- イ 常時監視の重点化・効率化
- ウ 富山湾の水質の継続監視
- エ 気候変動による水質環境への影響の把握
- オ 各種調査の実施

(2) 水質汚濁の防止

- ア 生活系排水対策
- イ 産業系排水対策
- ウ 畜産系排水対策
- エ 面源負荷対策
- オ 化学物質対策
- カ 地下水汚染対策
- キ 水質汚濁事故対策
- ク 公害苦情処理及び紛争解決

(3) 水環境保全活動の推進

- ア 水環境保全活動の促進
- イ 「とやまの名水」の保全・利活用
- ウ 環境教育の推進
- エ 情報発信等

(4) 水域の保全等

- ア 水域の浄化
- イ 水辺の整備
- ウ 森林の整備・保全
- エ 水の合理的利用の推進
- オ 国際環境協力及び調査研究の推進

<主な施策>

- 〇 公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質、地下水質を調査し、環境基準達成状況を把握
- ㊦ 大腸菌数、底層溶存酸素量等新たな調査項目への対応
- ㊧ 水質環境への気候変動の影響についての調査研究（富山大学、環日本海環境協力センター等との共同研究）
- ㊨ 富山県全域下水道ビジョン2018に基づき、汚水処理施設の着実な整備等により未普及地域の早期解消を推進
- ㊩ 浄化槽法改正に対応して整備した浄化槽台帳システムを活用し、適正な維持管理の推進や法定検査の受検を促進
- 〇 各種法令に基づく排水規制による水質汚濁防止
- ㊪ 水質汚濁事故の未然防止に向けた家庭・事業者に対する普及啓発資材の作成・配布等
- ㊫ 環境観察会、水環境保全活動体験会の開催等により、若者の水環境保全活動への理解や自主的な活動参加を促進
- ㊬ 「とやまの名水」とともに関連商品やフォトスポット等をウェブサイト上で情報発信し、名水の利活用を推進
- ㊭ 環境教育拠点施設「環境楽習室エコ・ラボとやま」で学習機会を提供、ツイッター「とやまの水環境」での情報発信
- 〇 富岩運河等におけるダイオキシン類対策工事等の実施
- ㊮ ブルーカーボンに関する環境教育プログラムをNEAR環境分科委員会の枠組みで実施

第4章 計画の推進体制

県民・民間団体、事業者、行政が互いに連携協力し、それぞれの役割分担のもと、主体的・継続的に取組みを推進
 【推進体制】「環境とやま県民会議」等を活用し、関係者間において意見・情報交換を行い連携して計画を推進
 【進行管理】毎年度施策の実施状況等を確認し、結果を環境白書やインターネット等で公表、環境イベントでPR